

EU競争法：最近の動向と今後の展望 (カルテル事件以外の分野を中心に)

EU競争法セミナー

～EU競争法：最近の動向と今後の展望2014～

2014年6月17日(火)

ベルギー、ブリュッセル

於：欧州連合日本政府代表部

ウィルマーヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス

弁護士 杉本 武重

Bastion Tower, Place du Champ de Mars 5
B-1050 Brussels, Belgium

+32 2 285 49 69(直通) / +32 499 05 46 19 (携帯)

Takeshige.Sugimoto@Wilmerhale.com

WILMERHALE® 

WILMER CUTLER PICKERING HALE AND DORR LLP®



本日のテーマ

I. 反トラスト法と知的財産	5
1. 標準必須特許	6
2. 技術移転一括適用免除	19
II. 企業結合規制	32
1. EU企業結合規制	33
2. 簡易審査	43
3. 破綻企業の抗弁	48
4. 支配権を有するに至らない少数株式取得	58
5. 手続違反	66
6. 国際的企業結合規制	72
III. 国家補助規制とエネルギー	80
1. 国家補助規制とは？	81
2. 2014-2020年の国家補助とエネルギーに関する新ガイドライン	90



主な略語集(1)

略語	名称(英語)	名称(日本語)
CJEU	Court of Justice of the European Union	欧州司法裁判所
EC	European Commission	欧州委員会
EU	European Union	欧州連合
EUMR	EU Merger Regulation	EU企業結合規則
FFD	Failing Firm Defense	破綻企業の抗弁
FRAND	Fair Reasonable And Non-Discriminatory	公平、合理的かつ非差別的
GC	General Court	欧州普通裁判所
IMC	International Merger Control	国際的企業結合規制
JFTC	Japan Fair Trade Commission	公正取引委員会
PI	Procedural Infringement	手続違反
R&D BE	Research & Development Block Exemption	研究開発一括適用免除



主な略語集(2)

略語	名称(英語)	名称(日本語)
NCA	National Competition Authority	加盟国競争当局
NMS	Non-controlling Minority Shareholding	支配権を持つに至らない少数株式取得
MOFCOM	Ministry of Commerce People's Republic of China	中華人民共和国商務部
SAE	State Aid and Energy	国家補助とエネルギー
SEP	Standard Essential Patent	標準必須特許
SP	Simplified Procedures	簡易審査手続
TFEU	Treaty of Functioning on European Union	欧州連合機能条約
TEU	Treaty on European Union	欧州連合条約
TTBE	Technology Transfer Block Exemption	技術移転一括適用免除
USFTC	US Federal Trade Commission	米国連邦取引委員会



I. 反トラスト法と知的財産

1. 標準必須特許
2. 技術移転一括適用免除

I. 1. 標準必須特許 Standard Essential Patents (SEP)

- (1) SEPとTFEU102条
- (2) SEPと競争上の懸念
- (3) SEPとFRAND約束
- (4) SEPと最近の事例
- (5) サムスン事件/モトローラ事件
- (6) サムスン社の確約
- (7) モトローラ社の確約
- (8) 両事件の意義



SEP(1): SEPとTFEU102条

- **TFEU102条**によれば、域内市場またはその相当の部分で、濫用的な方法で支配的地位を利用することは、加盟国間の通商が影響を受けるおそれがある限り、禁止される(支配的地位の濫用の禁止)。
- **標準必須特許(SEP)**とは、一定の技術標準を遵守するために使用されなければならない特許
- **標準**は欧州電気通信標準化機構(ETSI)のような標準化団体(SSO)によって設定される。
- 標準にとって必須の技術を保護する特許はSEPであり、スマートフォンのような標準適合技術をSEPで保護されている技術を使用しないで製造することは不可能である。



SEP(2): SEPと競争上の懸念

- 互換性及び相互運用性を確保した新規及び革新的製品の開発を確実に成功させるために標準設定の必要性が高まっている。
- 標準設定合意は、たとえ、それらの合意が他の技術に比して望ましい一つの技術を採用するための競合他社間の合意であっても、その望ましい経済効果に鑑み、通常、TFEU101条に適合する。
- しかし、SEPは市場において反競争的行為を取り得る可能性を与える市場支配力を特許保有者に対して与え得る。
 - 競合他社にライセンスを行わないことで市場から締め出しユーザーに「不当な価格を課す」(ホールドアップ)
 - 過度の特許実施料を搾取する
 - ライセンシーが通常では合意しないようなクロスライセンス条項を設定する
 - ライセンシーに対してSEPに対する非有効性又は特許不抵触のクレームを放棄させる。



SEP(3): SEPとFRAND約束

- 会社がSEPを保有する場合、SEPは会社に対して大きな市場力を与え得る。従って、標準化団体は通常その会員に対してSEPを**FRAND** (Fair, Reasonable And Non-discriminatory) **条件**でライセンスすることを約束するよう要求する。
- **FRAND約束**は、全ての市場参加者が標準に効果的にアクセスすることを確実にし単一のSEP保有者による「ホールドアップ」を防ぐことを意図している。
- FRAND条件によるアクセスは消費者が相互運用性のある製品を広範に選択することを可能にする一方で、SEP保有者がその知的財産に対して適度に報酬が得られることを確実にする。



SEP(4): SEPと最近の事例

- ECにおける最近のSEPの事例は、特許侵害訴訟における原告が侵害者に特許において主張されている発明の使用継続を阻止することを求めることができる差止請求に関するものである。
- しかし、主張されている特許が標準必須であり、FRAND条件の負担がある場合、ECは特許保有者が差止命令を得るべきではないと判断。
- SEPの差止命令に対するECの決定の良い例は、2014年4月の対モトローラ、対サムスンの各決定である。



SEP(5):サムスン事件/モトローラ事件

- サムスン事件/モトローラ事件はそれぞれSEPを根拠として差止を請求したのに関しECが調査したものである。
- ECは、SEP保有者が支配的地位を有し、かつFRAND条件でライセンスすることを約束した場合、SEP保有者はSEPに関し他社排除するために特許を使用することによってではなく、ライセンス収入によって報酬を受けることが期待されるとした。
- サムスン事件/モトローラ事件では、ECは、SEPのFRAND特許実施料を支払う意図のあるライセンシーに対する加盟国裁判所におけるSEPを根拠とする差止請求がTFEU102条に反する支配的地位の濫用であるとした。



SEP(6)-1: サムスン社の確約

- 2014年4月、ECは、法的拘束力を有するSEPの差止めに関するサムスン社の確約書を受理した。
- 背景：サムスン社は各種移動体通信標準に関するSEPを所有しており、FRAND条件でライセンスを供与する約束をしていた。
- 2011年4月、サムスン社は同社所有のSEPについてアップル社に対する差止請求を行った。
- 2012年12月、ECは、サムスン社に対し、当該請求がTFEU102条の違反に当たるという予備的評価の通告をした。



SEP(6)-2: サムスン社の確約

- サムスン社は、欧州において、特定の「ライセンス供与の枠組み」に合意するライセンシーに対しては、携帯電話やタブレットに関するSEPに基づく差止請求を行わないことに同意した。
- サムスン社は同様の差止請求を今後5年間行うことができない。
- ライセンス供与の枠組みには、(a) 12ヶ月までの交渉期間と、(b)合意に達しない場合、裁判所がFRAND条件を決定するか又は両者が合意する仲裁者の判断に決定を委ねることが規定されている。



SEP(6)-3: サムスン社の確約

- 規則1/2003第9条は、ECに対し、反競争的行為に関する調査を受けている会社からの法的拘束力のある確約を受諾する権限を与える。
- ECは、確約受諾後、会社がTFEU101条又は102条の違反行為をしたかどうかについて最終結論を出す必要がなくその調査を終了する権限を有する。
- 当事者が当該確約を破った場合は、ECは競争法の違反があったことを証明することなく、規則1/2003第23条2項において、制裁金を課す権限を有している(Microsoft事件参照)。
- ECにとっての確約決定の利点は手続きが迅速に終了し、裁判所への上訴のリスクがより小さいことである。確約を行う当事者にとっては、制裁金の賦課及び不利な決定の場合のレピュテーション毀損を回避し、手続きがより早期に終結するという利点がある。



SEP(7)-1:モトローラ社事件決定

- 2014年4月、ECは、モトローラ社がドイツの裁判所においてアップル社に対して差止請求・執行を行ったことによりTFEU102条に違反したと判断した。
- 背景：モトローラ社のSEPは、欧州電気通信標準化機構(ETSI)のGPRS標準に関するものであり、移動体・無線通信業界の主要標準である。
- モトローラ社は、自社の所有する特許の一部が上記標準により必須であると宣言し、当該必須特許を欧州においてFRAND条件でライセンスすることを約束した。



SEP(7)-2:モトローラ社事件決定

- ECは、FRAND条件でライセンスすると約束したSEPを根拠としてモトローラ社がアップル社に対して差止請求を行った事は支配的地位の濫用であるとした。
- また、モトローラ社のSEPの有効性又はアップル社の携帯端末による侵害についてアップル社が争う権利を放棄させようとしたモトローラ社の行為は違法であるとも判断した。
- 本件は確約決定ではなくモトローラ社による侵害の判断であった。しかし、SEPに基づく差止めに関するEUの先例がないため、ECはモトローラ社に制裁金を課さないことを決定した。



SEP(8)-1:両事件の意義

- 両方の事案において、ECは、標準化された技術が全ての利害関係者に合理的な条件下で提供されることを保証するものである。
- ECによる2014年4月の各決定は、SEP保有者が当該SEPをFRAND条件でライセンスをすると約束し、ライセンシーが同条件でライセンスを取得する意図がある場合に当該SEPに関して差し止めを請求することは反競争的であることを明確にした。差し止めはライセンス交渉を歪め、消費者の選択肢や価格に悪影響を及ぼすライセンス内容につながる可能性がある」と評価した。
- モトローラ事件の決定やサムスン事件の確約決定は、FRAND条件でライセンスを取得する意図がある標準実施者に「セーフハーバー」を提供するものである。当該標準実施者は、SEPに基づく差し止め請求から守られる。



SEP(8)-2:両事件の意義

- 両事件の決定は、SEP保有者がその知的財産について適切に補償を受けられるという利益と標準実施者がFRAND条件での標準化技術の供与という利益の均衡を図っている。
- ECは合理的な実施料に関する見解を示していない。ECは、紛争があった場合には裁判所や仲裁者がFRAND料金を決定する立場にあるとしている。



I. 2. 技術移転に関する一括適用免除 Technology Transfer Block Exemption (TTBE)

- (1) 概略
- (2) TTBEの改訂
- (3) 受動的販売の禁止
- (4) 排他的グラントバック条項
- (5) 異議申立後の解除条項
- (6) R&D BEとTTBE
- (7) 逆支払いの合意
- (8) パテントプール



TTBE(1)-1:概要

- TFEU101条1項は、EU加盟国間の通商に影響を及ぼし、競争を妨げ、又は制限し、あるいは歪めることを目的または効果とする合意を禁止している。
- TFEU101条3項は合意の競争促進効果が反競争効果に勝る場合においてはTFEU101条1項に対する適用免除を提供する。
- TTBEは一定の合意に対してTFEU101条の一括適用免除を提供するメカニズムである。



TTBE(1)-2:概要

- TTBEは様々な知的財産権のライセンス契約をカバーし、かかる契約に対し「セーフハーバー」を提供する。
- TTBEは特許、ノウハウ、意匠・実用新案権、ソフトウェア著作権に適用される。
- TTBEの目的は潜在的な競争制限効果に勝る肯定的な効果としてライセンスを促すことにある。



TTBE(1)-3:概要

- ECは、2014年3月、TTBEの適用及びTTBEの範囲外となる技術移転契約へのTFEU101条の適用に関し指針を提供する技術移転契約に関するガイドラインを公表した。
- 本ガイドラインは、パテントプール、著作権ライセンスの供与一般、ECの最近の経験を踏まえた和解合意のような難しい領域における法律の将来の適用に関して役立つ指針を提供するものである。しかし、本ガイドラインには法的拘束力はなく性質上参考になるにすぎない。本ガイドラインの説明に依拠する場合には注意が必要である。



TTBE(1)-4:概要

- TTBEの構成は、適用範囲に入る合意に適用される免除の概要(第2条)、満たすべき基準(第3条)、免除に該当しない、いわゆる「ハードコア制限」(第4条)及び特定の例外的制限(第5条)から成っている
- 技術移転ガイドラインの構成は、TTBEに適用される一般原則の概要(第2条)、TTBE適用に関する指針(第3条)、及びTTBEの範囲外の101条1項及び101条3項の適用に関する指針(第4条)から成る。



TTBE(2):TTBEの改訂

- 2014年5月1日から新しいTTBEが適用される。2015年4月30日までに既存の契約をTTBEに適合させる必要がある。
- 一定の合意につきTFEU101条3項を考慮せずにTFEU101条の適用がTTBEにより免除される。
- TTBEはライセンス契約に関して一定の例外を含む。
- TTBEが適用されるためのセーフハーバー：
 - 当事者が互いに競合他社である場合には、両者の関連製品又は技術市場における合算市場シェアが合わせて20%未満であること。
 - 競合他社でない場合には、両者とも関連製品又は技術市場におけるシェアが30%未満であること



TTBE(3):受動的販売の禁止

- 非競合他社間のライセンスにおける受動的販売の禁止
- 能動的販売:流通業者またはライセンシーによる消費者へのアプローチによるもの。
- 受動的販売:顧客による無勧誘の要請によるもの
- 一般にEU法においては、能動的販売の制限は認められ受動的販売の制限は認められないが、受動的販売を制限できる場合もある。
- 旧規則では、非競合他社間の契約により、ライセンス締結後2年間、ライセンシーが他のライセンシーの排他的地域や留保された顧客グループへの受動的販売を行うことを直接制限することができたが、2014年TTBEにおいては自動的に認められることはない。ただし、2014年ガイドラインでは、ライセンシーが「新規市場に進出する」ためには一時的な受動的販売の制限が「客観的に必要」な場合があると認めている。



TTBE(4):排他的グラントバック条項

- 排他的グラントバック条項
- 旧規則では、ライセンス技術に対する「分離不可能な」改良の排他的グラントバックを必要とする条項は、一括適用免除のセーフハーバーに該当していた。
- 2014年TTBEではライセンス技術に対する改良について、その分離可否に関わらず、一切の排他的グラントバックをセーフハーバーの対象外としている。
- 全ての排他的グラントバックは、TFEU101条の該当性について別途分析する必要がある。



TTBE(5):異議申立後の解除条項

- ライセンス対象技術に対する異議申立後の解除条項
- 旧規則では、ライセンシーがライセンス対象技術の有効性に対して異議を申し立てた場合、ライセンサーは契約を解除することができた。
- TTBEでは、当事者は、独占的ライセンスではそのような解除条項を引き続き含めることができるが、非独占的ライセンスでは自動的に含めることはできず、当該解除条項のTFEU101条への該当性を別途分析する必要がある。



TTBE(6): R&D BEとTTBE

- 研究開発一括適用免除(「R&D BE」)が適用される場合、2014年TTBEは適用されない。
- 2014年TTBEではR&D BEの適用可否分析について明確な枠組みが規定されており、R&D BEが適用される場合には、2014年TTBEが適用されない。
- 実務上、当事者は、契約がR&D BEの適用範囲に該当するかどうかの分析を最初に行い、該当しない場合にのみ2014年TTBEに関する分析を行う必要がある。

WH TTBE(7):逆支払い(Pay-for Delay)合意

- 特許和解は必要かつ有益となりうる。通常、競争法の問題にはならないがECは和解の一部として価値移転があるため注意が必要であるとする。
- 2014年ガイドラインでは、当事者が実際または潜在的な競合他社でありライセンシーが製品発売を遅延又は制限することと引き換えに「ライセンサーからライセンシーに対する著しい価値の譲渡」がある場合、ECは「市場割当・分割のリスクに特に注意を払う」とされる。
- ECの懸念は主に製薬業界及びブランド保有者からジェネリック医薬品の製造業者への支払いに向けられているようである。



TTBE(8)-1: パテントプール

- TTBEガイドラインは二社間の合意以外には適用されない。パテントプールは通常三社以上が関わるため、TTBEの対象とならない。
- 下記の特徴があるプールについては、「セーフハーバー」が導入されている。
 - 利害関係人全員が参加できること
 - 必須技術のみがプールされることを保証する十分なセーフガードが存在する
 - 機密情報の交換を必要なものに限定する十分なセーフガードが存在する
 - プール対象技術のプールへのライセンス供与は非排他的であること
 - プール対象技術の第三者へのライセンス供与はFRAND条件に基づくこと
 - 拠出者とライセンシー双方が競合する製品及び技術の開発を許されること
 - 拠出者とライセンシー双方がプール対象技術の有効性と必須性に対する異議を申し立てることができること



TTBE(8)-2: パテントプール

- パテントプールはTTBEには該当しないが、それは当該契約が反競争的であることを意味するものではない。ECは、パテントプールはTTBEの範囲内には入らないものの、競争促進的で適法な状況があることを明確にしてきている。



II. 企業結合規制

1. EU企業結合規制
2. 簡易審査手続
3. 破綻企業の抗弁
4. 支配権を有するに至らない少数株式取得
5. 手続違反
6. 国際的企業結合規制



II. 1. EU企業結合規制 EU Merger Regulation (EUMR)

- (1) 概略
- (2) 集中の評価/届出様式
- (3) ワンストップショップ
- (4) Phase I調査
- (5) Phase II審査
- (6) 統計
- (7) 実質的テスト
- (8) 欧州普通裁判所への上訴



EUMR(1):概略

- EUMRは会社を買収又は合併、あるいは合併事業の設立できる範囲を規制し、その実行を可能とする条件を規制するものである。事業者の支配に（法律上又は事実上の）変更があったかどうかは重大な問題である。
- EUMRは会社が消費者利益又は経済に損害を及ぼすような広大な市場力を獲得しないことを確かにする。
- EUMRはEC競争総局により規制されており、EU合併規則139/2004及び施行規則に準拠している。ECはまたベスト・プラクティス・ガイドラインを公表している。



EUMR(2):ワンストップショップ

- ECとNCA
全競争当局が合併・買収が競争を制限するか否かを調査する管轄がある。
 - －ECは、会社の売上高が全世界で、またはEEAにおいて一定の閾値(いきち)を超える場合、管轄を有する。
 - －閾値未満の場合、加盟国が管轄を持つ。複数の国におけるファイリングが必要となることもある。
- 必ずしも「ワンストップショップ」ではない。遅延を引き起こし得る。
- ECと加盟国間の事件の移動の仕組み



EUMR(3):集中の評価/届出様式

- EUMRには集中の評価に対する主要規則が含まれるのに対して、施行規則はより詳細な手続上の問題点に関するものである。
- EUMR施行規則に付随しているものには標準企業結合届出様式(Form CO)、簡易企業結合届出様式(Short Form CO)及び照会申請(Form RS)がある。
- 共同体規模(Community dimension)を持つ全ての集中(concentration)は実行に先立ってECへの通知義務がある。当事者は企業結合の効力をECが企業結合案を承認するまで生じさせることができない。



EUMR(4):Phase I 審査

- 非常に詳細な情報をECに提供する義務がある
 - 当事者と取引に関する情報
 - 関連市場と競争条件に関する情報
 - 論拠と競争条件について述べた社内書類、ただし米国のセカンダリクエストよりは少ない量の書類
- ECとの「通知前」の議論 – 4週間ないし6週間、しばしばそれ以上
- 5週間にわたるPhase I 審査
 - 問題解消措置の場合は期間延長。Stop the clockの制度あり
 - 加盟国は通知の日から15営業日以内に移管要請が可能
- 決定: 対象外、承認(問題解消措置付または無し)又は詳細審査(Phase II 審査)の開始のいずれか。決定は25営業日以内(問題解消措置又は移管要請を受けた場合35営業日まで延長)に行く。
- Phase I 承認は欧州普通裁判所に上訴可能



EUMR(5):Phase II審査

- 競争に否定的影響があり、共同体市場との両立性に関して深刻な疑念を引き起こすものと認定した場合、Phase II審査を開始
 - 追加情報を提供する義務がある
 - ECの異議に対して審議を受ける機会
 - ECの審査ファイルにアクセスできる
- 詳細な文書化された決定によるPhase II審査の終了
 - 無条件での承認
 - 問題解消措置(Remedies)付承認
 - 禁止
 - 競争回復措置
- 決定はPhase II審査開始から90営業日(最長審査期間は125営業日)以内に行わなければならない。Stop the clockの制度がある。
- 決定は欧州普通裁判所に上訴可能。



EUMR(6):統計(2009年-2013年)

- 1402件の企業結合の届出
- 90%以上はPhase I審査で承認
 - 約5%は問題解消措置が義務付けられる。
 - 約66%は「簡易審査」
- 過去5年間総計4件のみPhase II審査で禁止となる。
 - Olympic/Aegean Airlines、Deutsche Börse/NYSE Euronext、UPS/TNT Express、Ryanair/Aer Lingus II
 - 1990年以来合計24件の禁止（他の事件は取下げ）
- Phase II審査の承認のうち約66%は問題解消措置付き。



EUMR(7):実質的テスト

- ECは企業結合がEUにおける「有効な競争を著しく阻害する」かどうかを審査する。
 - 「支配的地位」を築くまたは強化する
 - 単独効果または協調効果
 - コングロマリット(複合会社)効果
- 経済学に端を発する調査;市場評価の重要性
- 問題解消措置の交渉
- ECは通常、政治的考慮から独立している。
 - ECはEU加盟国が補助する「国家的チャンピオン」を形成するために企業結合を承認しない。

EUMR(8)-1:欧州普通裁判所への上訴

- ECは捜査官、「裁判官と陪審員」であり 他の多くの制度とは異なる
- しかし、取引当事者、または相当な利害のある第三者は、取引を承認または妨害する
EC決定を欧州普通裁判所に上訴できる…第三者は通常上訴を許される
- 1989年以来、50件の上訴あり、最近はその例が増えている
- 裁判所はいくつかの領域において法規を明確化
 - 寡占/協調効果 (Kali und Salz、Gencor、Airtours)
 - 破綻企業 (Kali und Salz)
 - EU法の域外適用 (Gencor)
- 注目をあびたEC決定の破棄
例: Airtours、Schneider、Tetra Laval、Impala
- 迅速な手続き – 7ヶ月から18ヶ月以内に判決

EUMR(8)-2:欧州普通裁判所への上訴

- 欧州普通裁判所の審査
 - 手続きの遵守
 - 理由の提示
 - EC決定における事実の正確さ
 - ECは判断上明白な誤りを犯したか。
 - 裁判所はECが複雑な経済判断に裁量をもつことを認める。
 - しかし、ECの結論を裏付ける十分な証拠が必要
 - ECは権限を濫用したか



II. 2. 簡易審査手続

Simplified Procedures (SP)

- (1) 簡易審査手続とは？
- (2) 簡易審査手続の利点
- (3) 簡易届出様式使用の要件の改正
- (4) 実務への影響



SP(1):簡易審査手続とは？

- 一般的に競争上の問題を引き起こすことがないような企業結合は簡易審査を通じECにより検討される。
- 会社は簡易版の様式 (Short Form CO) を使用することができ、ECは市場調査を行わずに企業結合を承認する場合がある。



SP(2):簡易審査手続の利点

- 2013年12月5日
 - 簡易企業結合届出手続に関する改正されたEC告示
 - 改正された施行規定
 - 取引通知に関する改正された標準書式
- 簡易審査手続の利点
 - 簡易な通知形式で、市場に関する情報提供義務が減少。
 - ECは、第三者に連絡を取らず、総合的な市場調査も行わない。
 - Phase I審査の承認が5週間ではなく 3-4週間で終わる可能性。
 - 15営業日経過後、ECは速やかに決定を行うよう努めることとされている。
 - 短い決定通知；詳細性が緩和される。



SP(3):簡易様式使用の要件の改正

- 簡易様式を使用できる定着した状況:つまりEU活動のないJV
- 簡易様式を使用できる可能性が増大
 - － 当事者間で製品・地理的市場の重複(水平的関係)がある場合:
 - ① 全ての関連市場での合算市場シェアが20%未満の場合(これまで15%)
 - ② 市場シェアの増分が少ない場合:取引後の当事者の合算市場シェアが20%以上50%未満の場合(新規)、但し20%を超える場合に市場シェアの増分が少ない理由で簡易様式を使用できるかどうかの決定はECに裁量あり
 - － 当事者間において川上又は川下関係(垂直的關係)にある場合で、いずれの市場においても単独又は合算市場シェアが30%未満であること(これまで25%)
 - － 信頼できる市場シェア推定と市場画定についてのECの裁量の必要性。全ての適切な市場画定に対処する必要がある。



SP(4):実務への影響

- 情報要件の減少
 - 情報提供の放棄依頼をするより定式化された能力
 - ある情報は放棄依頼に適したものであることの認識の表明。例えば、価値及び数量の両方の条件での市場シェア情報
- 改訂された届出様式
 - これが実務的な影響を持つかどうかを語るのはやや時期尚早
- 社内文書の提供がより少なくて済む可能性
 - ECが要件をどう適用するかによる



II. 3. 破綻企業の抗弁

Failing Firm Defense (FFD)

- (1) 「破綻企業」の抗弁とは？
- (2) 要件
- (3) 先例
- (4) Shell/Nynas事件(2013年)
- (5) Olympic/Aegean I 事件(2011年) & II事件(2013年)



FFD(1)-1:「破綻企業」の抗弁とは？：概説

- 有効な競争を著しく阻害することとなる企業結合は禁止される。
- 限られた状況において、水平的企業結合ガイドラインに規定された通り「破綻企業」の抗弁が認められる。
- 水平的合併ガイドラインに規定された基本的要件は、企業結合に引き続いて生じる競争構造の低下は当該企業結合によって引き起こされることとなるものとはいえない、というものである。この要件に該当する場合は、当該企業結合がない場合にも少なくとも同程度に市場の競争環境が低下する場合である。
- 破綻企業は市場からいずれ退出するため、競争の減少は取引によるものではない。すなわち、競争の減少と取引との間に因果関係がない。



FFD(1)-2:「破綻企業」の抗弁とは？：背景

- 破綻企業の抗弁は、ほとんど認められないが、次の2例では認められた。
 - Kali+Salz/Mdk/Treuhand事件 (1993)
 - BASF/Eurodiol/Pantochim事件 (2001)
- 2013年に次の2例で破綻企業の抗弁が認められた。
 - Olympic/Aegean Airlines II事件
 - Nynas/Shell/Harburg Refinery事件



FFD(2)-1:要件

- 先例から、成功する破綻企業の抗弁は三つの条件を満たす必要があることが確立された。
 - ①買収対象会社は市場から退出するであろうこと
 - ②代替するより競争力のある購入者が存在しない
 - ③取引の承認がもたらす結果が取引が禁止された場合よりも反競争的でない
- 同様の法理を「破綻事業」に適用することは可能か？
 - 破綻事業部門が会社全体の存続を脅かす場合



FFD(2)-2:要件

- ①買収される会社は、市場から撤退する。
 - － 会社が破産手続き中か、重大な損失を生じている証拠がある。
- ②代替するより競争力のある購入者が存在しない。
 - － 他の会社が破綻企業の買収に関心がある場合、当該抗弁は成立しない。
 - － より反競争的でない購入者を発見しようとする試みが不成功であったことの証明。例えば、投資銀行は、他に関心のある購入者が存在しなかったことを確認できるかもしれない。



FFD(2)-3:要件

- ③取引が承認された場合にも取引が禁止された場合よりも反競争的にならない
 - 通常、最も困難な条件
 - ③が認められた2つの方法
- 取引が禁止され、破綻企業が市場から退出する場合に、買収者が破綻企業の市場シェアを全て獲得することになるであろう場合（Kali+Salz事件）
- 買収されようとする資産は不可避免的にいずれ市場から退出し、その結果、取引を承認する場合と同様に反競争的となる場合（BASF/Eurodiol/Pantochim事件）



FFD(3):先例(2013年以前)

- 金融危機の際に、破綻企業の抗弁の進展がより容易となるかどうかを問うた。
- Olympic/Aegean I事件(2011)及びIAG/BMI事件(2012)では認められず
- Olympic/Aegean I事件:Olympicが市場から撤退するであろうことが証明されなかった
 - ECは、Olympicは国際的な運営を縮小するであろうが、ギリシャにおいて引き続き活発であり続ける可能性の方が高いと考えた。
 - Olympicは民営化されて間もなかったため、結果を判断するには時期尚早
- IAG/BMI事件:2つの英国の航空会社 – 資産が市場から退出するという主張が受け入れられず
 - ECは、ヒースロー空港の発着枠が再配分され、その一部がBMIによって運航される航路に使用されると確信
 - 従って、資産の市場からの退出が不可避ではないと判断



FFD(4):Shell/Nynas事件(2013年)

- Shellは、精油設備資産の運用の継続は経済的に持続不可能であると論証した(破綻部門の抗弁)
- 代替的な買収者なし
- Nynasによる買収がなければ、施設は閉鎖され、EEA(欧州経済領域)における種々の油の生産能力が大きく低下し、価格上昇につながる。
 - 取引の成否に関わらず、数多くの競合他社が破綻する。
- Nynasは、特定の油についてはEEA唯一の産油者(独占会社)、別の油については最大の産油者となった。
- EC委員(競争政策担当)アルムニア氏:「我々がこの買収を承認したのは消費者にとって価格上昇を避ける唯一の方法であったからである。」当事者は潜在的な効率性が生じ得ることを示していた。



FFD(5)-1:Olympic/Aegean II事件(2013年)

- ECは、Aegean航空により買収されなければ、Olympic航空は市場から退出することになると結論づけた。
- 代替的な買収者なし
- 市場撤退に際し、Aegean航空はOlympic航空の市場シェアを全て手に入れる事になる。
 - 新規参入は予見できない。
 - 取引の如何に関わらずOlympic航空はもはや競合他社ではない。
- EC委員アルムニア氏「…現在進行中のギリシャ危機において…Olympic航空自体の非常に困難な財務危機…それゆえ、追加的な競争への悪影響はないため当該合併を承認した。」



FFD(5)-2: Olympic/Aegean II事件(2013年)

- Olympic/Aegean I事件(2011年)と同II事件(2013)で変わった点
- ギリシャ危機
 - アテネからの国内航空旅客輸送の需要が2009年から2012年に26%低下した。
 - 新規参入の可能性はより少ない?
- Olympic航空とAegean航空が重複する航空経路は17から7に減少。
 - 航空経路からの戦略的撤退?
- Olympic航空は民営化により黒字化しなかった。
- 決定が公表されれば、IAGとの比較が興味深い。
 - ギリシャの場合は英国に比べ発着枠の利益が少ないため、再配分もありそうにない。



II. 4. 支配権を有するに至らない少数株式取得 Non-controlling Minority Shareholdings (NMS)

(1) NMSとEUMR

(2) NMSと加盟国競争法

(3) Ryanair/Aer Lingus事件

(4) NMSの審査：展開



NMS(1):NMSとEUMR

- 現在、ECは、ある会社が別の会社に対して「支配」(「決定的な影響」)が取得される場合、又は「共同支配」が取得される場合にのみ取引を審査することができる。
- 加盟国によっては、支配に至らないような、競合他社の少数株式取得も調査することができる。
 - －オーストリア、ドイツ、英国
- 競合他社の持ち株は、場合によっては、それらの会社の競争を減少させ連携を容易にすることになる。
 - －例)徹底的に競争することへのインセンティブが減る。センシティブ情報の共有。
- 垂直型の関連会社における持ち株も、問題となり得る
 - －例)情報へのアクセスが制限され、差別が可能になる可能性がある。



NMS(2):NMSと加盟国競争法

- 英国: 会社の方針に実質的な影響を与える能力?
 - 控訴裁判所は、BSkyBによるITVの17.9%の株式取得は審査を正当化するに充分であるとの判決を下した。
 - Ryanair/Aer Lingus事件(以下参照)
- ドイツ: 原則として25%の株式取得は届出の対象となり、競争上著しい影響を取得する25%未満の株式取得も届出の対象となる場合がある。
 - デュッセルドルフ高裁による判決 A-TEC Industries AG/Norddeutsche Affinerie AG事件: 13.75%の株式保有と「プラス要因」(例: 役員指名権)は審査を正当化するのに充分である。



NMS(3)-1: Ryanair/Aer Lingus事件

- 2006年以降、RyanairはAer Lingusの支配権の取得を試みている。
 - 2007年: ECが買収計画を禁止
 - 2009年: 届出を撤回
 - 2013年: ECが再度買収計画を禁止
- Ryanairは、Aer Lingusの議決権の29.4%を保有している。
- Aer Lingusは、ECがRyanairに売却を強要することはできないというECの見解に異議を申し立てたが、欧州普通裁判所は、企業結合規制は適用されなかったとの判決を下した。



NMS(3)-2: Ryanair/Aer Lingus事件

- RyanairがAer Lingusの少数株式を買収した数年後の2013年8月に、英国競争委員会はRyanairに対してAer Lingusに対する株式保有比率を5%まで減らすよう命令した。
 - 2014年3月、英国競争控訴裁判所は控訴を棄却した。
 - 2014年4月、その裁判所はRyanairに対して上訴を許可した。

Ryanair/Aer Lingusはアイルランドからの多くのルートで競合しており、事実これらのルートの大部分で二社独占している例外的なケース。



NMS(4)-1: NMSの審査: 展開

- 2013年6月:少数株式の取得についても審査が可能となるような改正を検討するECのコンサルテーション
- 少数株式取得の強制届出?
 - より高い法的な安定性?
 - オーストリアおよびドイツ政府が好む
- 少数株式取得の自主的届出(自己評価)?
 - 強制届出にはコストと時間がかかる。
 - 15%未満の取得は審査対象とならないというガイドラインを制定したい英国政府が好む
 - アルムニア委員も過去に支持を表明
- 折衷案: 公表対象となる短い情報を届け出る義務(「透明性制度」)



NMS(4)-2: NMSの審査：展開

- 手続上の影響：
- 事前規制、事後規制？
- 事前規制の場合、提出のタイミングは？
 - －取引完了前でなければならないか？
- 事後規制の時効期間は？
- ECによる決定採択が必要か？あるいは決定がなくとも十分か？
- 加盟国の企業結合規制法との関係



NMS(4)-3: NMSの審査：展開

- EUMR改正に必要な法律制定
- および／または新ガイドライン？
- 2013年12月: ECが2014年に白書を公表
 - 2014年5月のスピーチにおいて、アルムニア委員は、この白書が非支配少数株式取得の競争阻害の潜在的な原因をカバーするようにEUMRの拡張を提案することを公表した。



II. 5. 手続違反

Procedural Infringements (PI)

- (1) **Electrabel 社事件**
- (2) **企業結合届出における誤情報の提出**
- (3) **不完全な企業結合届出**



PI(1)-1: Electrabel 社事件

- ECが企業結合手続に関して不備があると認めた場合には制裁金が課される場合がある。
- 2009年6月、ECは、ECの承認を得ずにCompagnie Nationale du Rhône(CNR)公社の支配権を獲得したElectrabel 社に対して2千万ユーロの制裁金を課した。
- ECは、Electrabel社が買収手続を進める前にECの承認を得なければならない事を認識するべきであったとした。
- ECは、Electrabel社によるCNR公社の買収は2008年にECによって承認されたものの、Electrabel社は2003年の時点で既にCNR公社の事実上の単独支配権を獲得していたとした。



PI(1)-2: Electrabel 社事件

- 2003年にCNR社の株を取得した時、Electrabel社はCNR社株の50%弱を所有する最大株主となった。
- 従って、ECは、Electrabel社は承認が降りるまで買収を実施してはならない義務を怠ったとした。
- ECは、このような違反行為に対して当該会社の連結売上高の10%以下の制裁金を課することができる(EUMR14条2項(a))。
- 制裁金の算定には違反行為の重大性、通知義務の重要性及び違反行為の継続期間などが考慮された。



PI(2)-1: 企業結合届出における誤情報の提出

- ECは企業結合手続の過程で誤解を生じさせる情報を提出する会社に制裁金を課す。
- 2014年2月、ECは、合併通知において誤情報を提示したとしてMunksjö Oyj社、Munksjö AB社、Ahlstrom社に対して異議告知書を送付した。
- Munksjö Oyj社、Munksjö AB社、Ahlstrom Corporation社は合併事業を立案した。
- 当事者は、EEAにおける研磨紙基材の市場及び下位市場の規模に関する情報をECに提出した。
- ECは当該情報が市場規模を大幅に過小評価していると



PI(2)-2: 企業結合届出における誤情報の提出

- 企業結合当事者にはEUMR11条に基づき真正、完全且つ正確なデータを提出する義務がある。
- EUMR14条によれば、不正確、不完全、又は誤った情報を提供し又は要求された制限時間内に情報を提供しなかった当事者には制裁金が課され得る。
- ECは、誤った情報を提出した会社に対してそれが意図的か過失かに関わらず全世界売上高の1%以下の制裁金を課することができる。
- 特にカルテル調査事案においても、手続違反に対する制裁金が課されることがより一般的になりつつある。



PI(3): 不完全な企業結合届出

- 2014年6月11日、ECはZimmerによる企業結合届出が不足している情報を正確に示すことがなかったのにもかかわらず、「不完全」であったと公表した。
- ECは、Zimmerが届出を完了し次第、新たに審査を行うと表明した。
- Zimmerは、筋肉、骨、関節に影響を与える筋骨格障害治療のトップ企業となるため、ライバル企業である整形外科装置製造業者のBiometを買収することを意図している。
- この取引は米国における反トラスト法上の承認も必要である。



II. 6. 国際的企業結合規制

International Merger Control (IMC)

- (1) 国際的企業結合審査
- (2) 問題解消措置の調整
- (3) 最近の重要な国際企業結合案件



IMC(1): 国際的企業結合審査

- 多数の競争当局による取引審査
- もはや、EU、米国、日本、ブラジル、韓国、カナダ等「だけ」ではない。
- 中国は重要な法域である
 - いくつかの取引を遅らせた
 - 異論の余地が少ない取引について、簡易暫定企業結合審査手続 (Expedited Preliminary Merger Review Procedure) を導入
- 他の法域は取引ごとに積極的役割を果たしている。



IMC(2): 問題解消措置の調整

- 問題解消措置へのアプローチの調整は必須
 - 過去には多くの国が、1つか2つの競争当局の審査に「便乗」し、同様の問題解消措置を採用してきた。
 - 特定地域の問題には当該地域の問題解消措置を講じられるかもしれない。
 - 世界的な影響を伴うために実質的に異なる問題解消措置が必要となるケース
- 問題解消措置に関する議論のタイミングは、当事者と競争当局間(多くの場合、競争当局間同士)の多大な調整が必要である。



IMC(3)-1: 最近の重要な国際企業結合案件

- Seagate/Samsung事件及びWestern Digital/Viviti事件
 - MOFCOMは、買収対象事業をさらなる審査完了まで「分離扱い」とすることを要求した。それによって統合は遅れた。
 - MOFCOM は追加の行動的な問題解消措置を要求した。
- Panasonic/Sanyo事件
 - USFTC、EC、JFTC及びMOFCOMが異なる製品を審査
 - USFTCは、携帯用再充電可能NiMH電池の事前の買収者指名を要求
 - ECと中国は海外での事業譲渡を要求
- Glencore/Xstrata事件
 - MOFCOMはECより6ヶ月長く再審査
 - ペルーの鉱山処分と継続供給義務



IMC(3)-2: 最近の重要な国際企業結合案件

- 丸紅/Gablon事件
 - MOFCOMは10ヶ月の交渉後買収を承認した。
 - 丸紅は中国向け大豆の輸出及び販売に関して、両者間に情報遮断措置及び独立した監督受託者を設けて、別々の子会社及び事業チームを含む独立した事業を維持することを約束した。
 - ECは簡易審査により承認。
- Microsoft/Nokia事件
 - ECは無条件に承認し、USFTCは調査を早期に終了することを発表した。
 - MOFCOM は長期間かけて審査し条件付で承認。



IMC(3)-3: 最近の重要な国際企業結合案件

- GE/Alstom (1/3)
 - 2014年4月30日、GEは火力発電、再生可能エネルギー及び送配電を含む、Alstomのエネルギー事業に約169億米ドルの買収提案を行った。同日、Siemensが精査を実施するために関連データにアクセスできること条件にAlstomのエネルギー事業に対する買収提案を発表。
 - 2014年5月5日、フランス政府はGEに対してGEによる純然たる買収に対し否定的な考えを示し、代替案としてパートナーシップを提案。フランス政府はGEのみによるエネルギーセクターの買収はAlstomの他の事業に不利益な影響を及ぼすと懸念。フランス大統領オランド(Hollande)氏は、GEの提案はフランスの戦略的利益を保護するために不十分であると述べた。



IMC(3)-4: 最近の重要な国際企業結合案件

- GE/Alstom事件(2/3)
 - 2014年5月中旬、フランス経済産業大臣モンテブール(Montebourg)氏はエネルギー、装備品、工場及び輸送といった国家安全保障にとり重要な「戦略分野」における外国企業による買収を禁止する力を拡大する政令に署名・施行した。
 - 2014年5月23日、フランス政府の要請によりGEはAlstomの取締役会がGEの買収提案について正式決定を下す期限を2014年6月23日まで延長することに合意。
 - 2014年5月27日、Siemensは三菱重工と共同で同年6月16日にAlstomとの提携を提案すると発表。この提携によりSiemensはAlstomのエネルギー事業を譲渡し、その代わりに、Siemensの鉄道事業を譲渡することになる。



IMC(3)-5: 最近の重要な国際企業結合案件

- GE/Alstom事件(3/3)
 - 2014年5月15日、バルニエ(Barnier)委員(域内市場担当)はECは本政令を注意深く検討すると述べた。
 - ECは本政令がEU法の一般原則及び他の規定に適合しているかどうかを判断する。
 - Alstomのエネルギー事業買収については、今後ECが本買収が認められるかどうかをEUMRの下で審査することになる。



III. 国家補助とエネルギー

State Aid and Energy (SAE)

(1) 国家補助規制とは？

(2) 2014-2020年の国家補助とエネルギーに関する新ガイドライン



SAE(1)-1-1: 国家補助の位置付け

TEU3条1項:

「EUは域内市場を設立する。EUは、均衡の取れた経済成長と価格安定、完全雇用と社会的進歩を目的とする競争力の高い社会市場経済並びに環境の質に関する高水準の保護及び改善を基礎とする、欧州の持続可能な発展のために活動する。EUは科学と技術の進歩を促進する。」

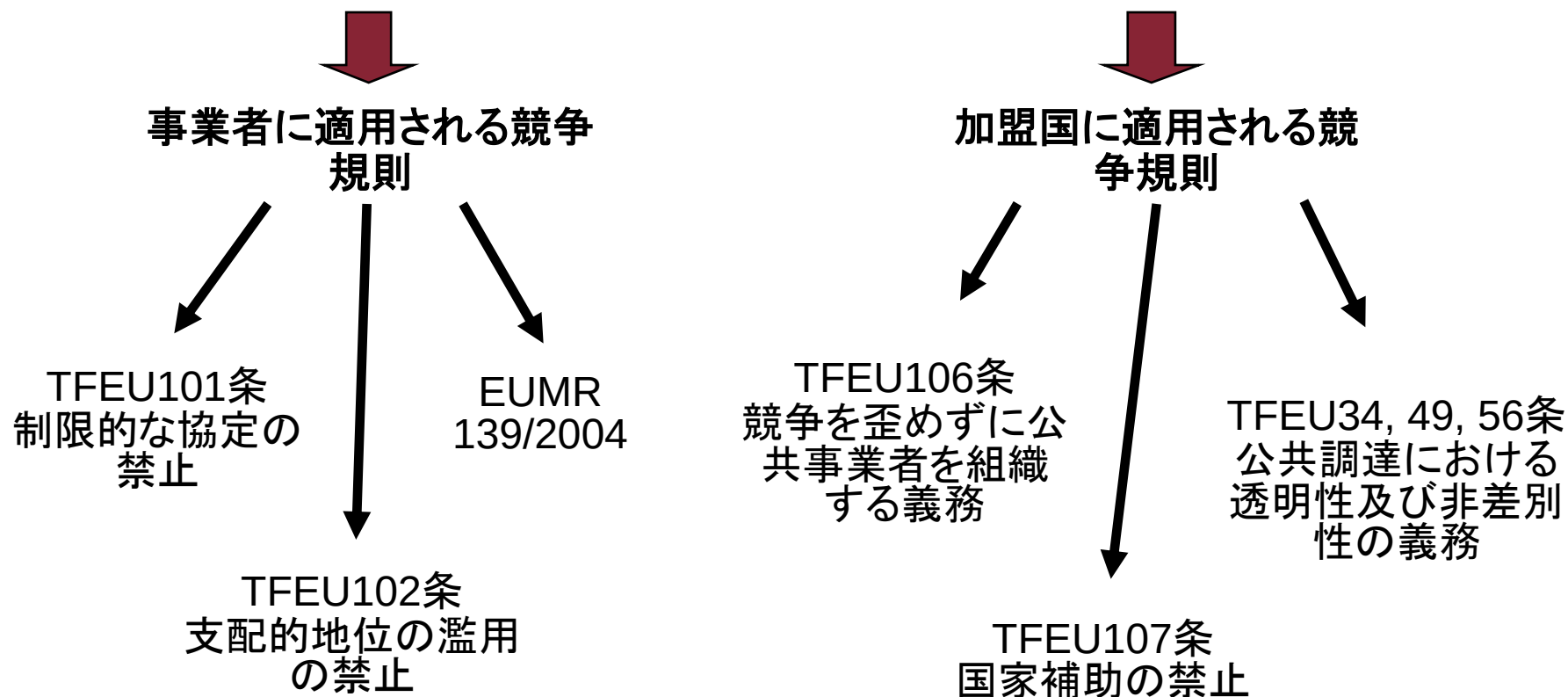
域内市場と競争に関する議定書第27号

「TEU3条にて規定される域内市場は競争が歪められないことを保障するシステムを含む。」



SAE(1)-1-2: 国家補助の位置付け

「競争が歪められないことを保障するシステム」





SAE(1)-2: 重要性

- 公共支出による競争の歪曲を回避
- 国家予算の競争を回避
- 国家補助額 > 500億ユーロ (EUのGDPの0,5%)



SAE(1)-3: 法的根拠

- TFEU107、108条
- 手続規則659/1999号
- 一括適用免除規則
- EC告示および連絡書
- EC決定
- EU普通裁判所及び欧州司法裁判所の判例



SAE(1)-4: TFEU107、108条: 定義

TFEU107条1項: 国家補助の定義

- あらゆる形のあらゆる補助
- 国庫から支給されるもの
- 特定の事業者又は特定の商品の生産に選択的な便益を与える
- 競争の歪曲
- 加盟国間の通商に影響を及ぼす

結果

補助の禁止

「域内市場と両立しない」

否定的な
決定

ECによる常時かつ事前
の審査(TFEU108条)

肯定的な
決定

国家補助の禁止に関する特例

- 法的な特例(2項)
- 条件的な特例(3項)
- 一括適用免除(109条、規則800/2008号)
- 加盟国の要請によるECの特例承認(108条2項・3項)

結果

補助の承認

「域内市場と両立する」



SAE(1)-5: 直接適用性、法的効果

TFEU107条1項 国家補助の禁止

- 直接には適用されない
- ECは補助を禁止するに当たって幅広い裁量を持つ(TFEU107条3項)



ECの禁止決定(TFEU108条2項)

- 国家補助の禁止の直接適用
- 個別の権利を発生させる。

補助措置実施の禁止(TFEU108条3項(3))

- 加盟各国当局及び裁判所による直接適用
- 個別の権利を発生させる。

結果

結果として

- 差止命令
- 補助金返還請求権
- 損害賠償請求権
- 暫定的な措置



SAE(1)-6-1: 国家補助の手續

- 規則第659/1999号と併せたTFEU108条
- 既存の補助制度と新規補助の区別
- 手續は専ら当該加盟国と欧州委員会との間で行われる。
- 事前審査と正式な調査手續
- 民間当事者の参加権
- 補助金返還に関する決定



SAE(1)-6-2: 国家補助の手續

既存の補助制度

- 条約の効力発生前又は加盟前に存在していた補助
- 認可された補助
- 返還期間終了後の補助(規則第659/1999号1条)

結果

- ECによる常時審査 108条1項
- 加盟国との協力
- 適当な措置の提案
- 将来の補助に対する変更

新規補助

- 既存の補助ではない補助スキーム及び個別補助案件
- 既存の補助の変更

結果

- 通知の義務 108条3項
- 補助停止の義務 108条3項(3)
- 通知後又は違法行為の情報があつた場合に審査
- 遡及効のある返還



SAE(1)-6-3: 国家補助の手續

新規補助の通知 2条（必要であれば更なる関連情報）
違法な補助に関する情報10条（苦情又は職権による）

予備的審査 4条、13条

- 情報要求
- （2ヶ月の期限）

4条決定

- 当該措置は補助ではない。
- 当該措置は共同体市場と両立
- 正式な調査手續の開始

正式な調査手續 6、13条

- 各加盟国及び利害関係者による意見
- 当該加盟国は提示された意見に対して回答する事ができる。
- ECは18ヶ月以内に決定を採択するように努めなければならない。

7条決定

- 当該措置は補助ではない。
- 肯定的決定
- 条件又は義務が付随する肯定的な決定
- 否定的な決定
- （回収決定）

9条取消

- 誤情報



SAE(2)-1: 2014-2020年の国家補助とエネルギーに関する新ガイドライン

欧州の国家補助に関する規則

- TFEU107条1項は次の供与を禁止している。
 - 特定の事業者又は特定の商品の生産に選択的な便益を与え、
 - 国庫から支給されるものであり、
 - 競争を歪曲するおそれがあり、
 - 加盟国間の通商に影響を及ぼす補助
- TFEU107条3項: ECは、特定の補助について域内市場と両立するものとみなすことができる。例えば、
 - 「一定の経済活動の発展または一定の経済地域の開発を容易にするための補助。ただし、当該補助が共通の利益に反する程に欧州連合の通商条件に悪影響を及ぼさない事を条件とする。」(TFEU107条3項)



SAE(2)-2: 2014-2020年の国家補助とエネルギーに関する新ガイドライン: 目的

ガイドラインの目的「資源効率の良い欧州」

- 欧州2020戦略
 - 温室効果ガス排出の20%削減(1990年代比)
 - エネルギー消費量の20%を再生可能資源から。
 - エネルギー効率の20%増(1990年代比)
- 2020年から2030年までの環境・エネルギー指針の枠組み
 - 温室効果ガス排出の40%削減(1990年代比)
 - EU全域の目標達成義務として>27%の再生可能エネルギー
 - エネルギー効率方針の大望を新たにする
 - 競争的且つ安定したエネルギーシステムを保証するための管理体制と指標。



SAE(2)-3: 2014-2020年の国家補助とエネルギーに関する新ガイドライン: 概要

- 2014-2020年の国家補助とエネルギーに関する新ガイドライン
 - 環境・エネルギー分野における公的補助について、TFEU107条1項の国家補助要件を満たし、TFEU107条3項に基づき域内市場と両立するとみなされる条件を明記している。
 - 環境保護政策が初めてエネルギーの公共投資に完全に組み込まれる。
 - 有効期間は2014年7月1日から2020年12月まで



SAE(2)-4: 2014-2020年の国家補助とエネルギーに関する新ガイドライン:目標

■ 目標:

- 既存の法制に起因する効率の悪さや市場の歪曲を低減する。
- 「資源効率の良い欧州」に沿った競争的な域内市場の持続可能、賢明、かつ包括的な成長を促進する。
- 国家支出金をコスト効率よく展開する。
- ECによる事前審査を域内市場に最も影響を及ぼす事案に絞ると共に加盟国間の協力を強化する。
- 規則を簡素化し、早期決定を図る。
- 2030年までの期間内で目的を達成するための環境を整える



SAE(2)-5: 一般評価基準

次の基準が満たされる場合、ECはいかなる環境・エネルギーに関する国家補助方策についても域内市場と両立すると判断する。

- 公共の利益に係る明確に定義された目的に貢献する。
- 明確に定義された市場の失敗の救済のために必要である。
- 公共の利益に係る目的を果たすために適している。
- 市場関係者が、当該方策が実施されない場合とは違った行動をとる誘因となる。
- (誘因効果の発揮に必要な分に) 相応である。
- 競争および加盟国間の通商に大きな悪影響を与えない。
- その形態及び実施が共に透明である。
- 交付対象コスト総額のパーセンテージと定義される一定の最大補助率を超えない。



SAE(2)-6:具体的な補助の種類

具体的に規定されている補助の種類は次の通りである。

- 再生可能エネルギー資源によるエネルギーに関する補助
- 熱電供給、地域冷暖房供給を含む省エネルギー対策
- 資源効率化の補助、特に廃棄物処理に関する補助
- 二酸化炭素貯留(CCS)に関する補助
- 再生可能資源による電力について、環境税の減免および投資補助の課徴金の減額の形をとった補助
- エネルギー施設に関する補助
- 発電妥当性に関する補助
- 取引可能な認可証制度の形をとった補助
- 事業者の移転に関する補助



SAE(2)-7: 例: RESによる発電(1/2)

原則: 市場に組み込まれた方策に重点が置かれる。

- 再生可能エネルギー資源による発電に関する補助
 - 2016年1月1日から。
 - 市場価格に奨励金を加算した補助金が付与される
 - 受益者は標準的な会計責任を負わなければならない。
 - マイナス価格での発電を誘因させないための対策が義務づけられる
 - 2017年1月1日からは、明確、透明且つ無差別な基準による入札プロセスで補助の供与が決定される。
 - 望ましくない結果を招いてしまう場合には入札は免除される。
 - 限定しなければ最適以下の結果につながる場合は入札を特定の技術に限定することができる。
- いかなる補助についても、その付与期間は発電所が完全に償却されるまで。
- 累積補助は差し引かれなければならない。
- 小規模の設置やデモプロジェクトについては免除。



SAE(2)-8: 例: RESによる発電(2/2)

- 電力以外の再生可能エネルギー資源によるエネルギー発生に関する補助
 - 運営補助は次の条件を満たす場合に域内市場と両立するとみなされる。
 - － エネルギー単位当たりの補助金が当該技術による均等化発電原価(LCOE)の総額と当該エネルギー形態の市場価格との差を超えない。
 - － 補助金の付与期間は発電所が完全に償却されるまでである。
 - － バイオマス施設に関しては特定規則が適用される。
- 代替方法: 認可証を通した補助。
 - 各加盟国はグリーン認可証などの市場手段を利用して再生可能エネルギー資源に関する補助を供与することができる。但し、次の条件が満たされなければならない。
 - － 当該再生可能エネルギー資源の実行可能性を保証するために不可欠。
 - － 総体的な結果として、長期的な及び技術分野を超えた又は比較的展開されていない個別技術の過補償とならない。
 - － 再生可能エネルギー生産者がより競争的になることを抑止しない



SAE(2)-9:例：エネルギー集約型産業

- 各加盟国は、次に関わる負担を軽減することができる。
 - － 環境税、
 - － 再生可能資源によるエネルギーへの投資を補助するために特に課せられる課徴金。
- 補助金は、
 - － 補助金がなければ受益者が競争的に著しく不利な立場に置かれる場合、
 - － 特定のエネルギー集約型セクターに対して、
 - － 税・課徴金の減額又は固定年間補償額の形で付与される。
- 補助は次の場合に域内市場と両立する可能性がある。
 - － 受益者が客観的、無差別且つ透明な基準によって選定された
 - － 同一セクターにおける全ての競合社に対して、原則として同様に補助金が付与される
 - － 受益者が少なくとも税金の20%・特定課徴金の15%を支払う
 - － 補助金が税金・課徴金による追加的コストを超えない
- 他の補助策に関する追加条件



SAE(2)-10:例：発電妥当性に関する補助

- 再生可能エネルギー源による小規模および変動的な供給に起因する発電妥当性問題を補うために、発電能力の余裕があるだけで当該発電所に対する補助が可能。
- ガイドラインには厳しい両立条件が規定されている。例えば：
 - 発電妥当性問題（例えば不十分なピーク負荷や季節ごとの能力）の性質と原因に関する適切な分析
 - 介入なしに市場の十分な回復が期待できないという証明（系統連係やクロスボーダーなどの解決案も考慮しなければならない）
 - 可用性のサービスのみに対する補償（電力の販売は対象とならない）
 - 既存及び将来の発電所、ならびに持続可能な技術を使用する運用者（例えば需要側の対応又は貯蔵ソリューション）に対してインセンティブが提供される
 - 合理的な利益率（例えば競争的な入札による保証）
 - 偶発的な利益を防ぐ仕組み
 - この補助は他の加盟国の運用者にも開放されているが、輸出制限、卸売価格上限、入札制限やその他、市場結合、日中及び需給調整市場などを制限する手段は含まれない。



EU競争法：最近の動向と今後の展望 (カルテル事件以外の分野を中心に)

EU競争法セミナー

～EU競争法：最近の動向と今後の展望2014～

2014年6月17日(火)

ベルギー、ブリュッセル

於：欧州連合日本政府代表部

弁護士 杉本 武重

ウィルマーヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス

Bastion Tower, Place du Champ de Mars 5

B-1050 Brussels, Belgium

+32 2 285 49 69(直通) / +32 499 05 46 19 (携帯)

Takeshige.Sugimoto@Wilmerhale.com

本プレゼンテーションで提供する情報は一般的情報として提供するものであって、特定の法的助言を構成するものではありません。具体的案件に関しては、弁護士に御相談下さい。

© 2014, 杉本武重.

WILMERHALE®